(6)　（略）

(7)　算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数（以下単に「取扱件数」という。）が四十未満であること。

ロ　特定事業所加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。

(2)　専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していること。

(3)　指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ハ　特定事業所加算(III)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。

(2)　ロの(3)の基準に適合すること。

(3)　専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ニ　特定事業所加算(IV)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イの(2)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。

(2)　ロの(3)の基準に適合すること。

(3)　専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

三　算定告示別表の5の注の厚生労働大臣が定める基準

イ　入院時情報連携加算(I)　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（以下「病院等」という。）を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

ロ　入院時情報連携加算(II)　イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

四　算定告示別表の11の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第八に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。

ヘ　基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）